

ハッ場ダム住民訴訟通信-89

2013年7月7日発行

平成 25 年厚生労働省「新水道ビジョン」を公表 人口減少、給水量の減少を前提に“水道事業の転換”を示唆。

厚生労働省健康局は、本年 3 月「新水道ビジョン」を公表しました。注目すべきは「これまで水道事業者は、人口の増加、給水量の増加を前提に拡張を続けてきたが、これからは人口減少を前提にした“水道事業の転換”を計らねばならない」としていることです。

新水道ビジョン「はじめに」から(要約)

「平成 25 年現在、水道をとりまく状況は、水道ビジョンを公表した 9 年前や改訂した 5 年前とは大きく変化しました。その一つが、日本の総人口の減少です。統計データによると、日本の総人口は平成 22 年頃、1 億 2806 万人を最大値として、以後、減少傾向に転じています。現在の年齢別の人口構成や出生率の状況を踏まえると、今後の人口減少傾向は確定的であり、このことは水道にとって給水人口や給水量も減少し続けることを意味します。水道ビジョンの改訂までの時代は、水道は拡張を前提に様々な施策を講じてきましたが、これからは、給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じなければならないという、水道関係者が未だ経験したことのない時代が既に到来したといえます。」

「国土交通白書」も過大な社会資本投資に警告！

平成 21 年度「国土交通省白書」は、同省所管の社会資本の投資総額に対する維持管理費・更新費の割合は 2010 年度で 50%、さらに過去の投資総額を基に今後の維持管理費・更新費を推計すると、今後の投資可能総額の伸びを 2010 年度以降対前年比 0%として、今まで通り対応した場合は、2037 年度には投資総額を上回り、新規投資はおろか維持管理費・更新費も賄えぬとしています。ちなみに、2011 年度から 2060 年度までの 50 年間に必要な更新費は 190 兆円とされ、そのうち更新されないストック量が約 30 兆円と試算されています。

茨城県は 2000 年から人口減少時代に突入。でも「いばらき水のマスタープラン」は見直さず。

国は国で「国土強靱化」を強行する構え。この国に知性はあるや。

二つの政府文書は、国、地方ともに今後のインフラ整備にあたっては、拡張はあり得ぬこととして、財政の縮小はもとより、既存施設の縮小まで含む政策の転換を求めているといえます。このような政策・行政の大きな方向転換を一方で示唆しながら、県も国も“どこ吹く風”と知らん顔。二つの行政文書をただのアリバイづくりにさせないためにも、7月の参院選、9月の知事選には、主権者の「知性の存在」を明らかにしなければなりません。

ハッ場ダムは茨城県にとって治水上「著しい利益」があるのか。

茨城県内の減衰効果はどれだけあるのか。茨城弁護団が被控訴人の県に求釈明。

治水に関する県側の証人荒川泰二(関東地方整備局河川課長)、小野寺誠一(茨城県土木部長)等の証人尋問が不採用にされたことから、茨城弁護団は被控訴人の県に対し、不明確な点を明らかにするよう「求釈明」を行いました。以下要約を記します。

■河川法 63 条 1 項について

①河川法 63 条 1 項に規定される「著しい利益を受ける」という文言について、茨城県がハッ場ダムから受ける「著しい利益」とは具体的にどのような内容か。②「著しい利益」とは、一般的な利益とどのように異なるのか。それらを区別する基準は何か。③これまで「著しい

利益」について国から説明を受けたことはあるか。県の内部で検討したことはあるか。もしあれば、その記録等を書証として提出されたい。等など。

■洪水の減衰効果について

①基本高水 22000 トン/秒の洪水は、八ッ場ダムなどの治水施設によって、八斗島地点 17000 トンとしているが、茨城県内の古河、取手、潮来、神栖における八ッ場ダムの減衰効果は何 cm と考えているか。②八ッ場ダムがない場合、茨城県内の利根川の堤防で越流する箇所はあるか。③もし越流したとして八ッ場ダムがあれば溢水を免れる箇所があるか。等など。

■費用便益について

①無害流量(国が安全とする流量)を越えた洪水の場合には、破堤する可能性があるとして述べているが、そう考える根拠は何か。②無害流量を越えた洪水が流れた場合に、無害流量を越えた地点ではなく、被害が最大になる地点が破堤すると想定し被害計算をしているが、合理的根拠を説明されたい。③被害が最大となる地点の堤防について国に対して強化補強を求めたことはあるか。あるとしたら、その事実を記載した文書を書証として提出されたい。等など。

茨城県は上記項目について何一つ把握していません。(平成 24 年知事宛て公開質問書回答)

昨年 8 月の公開質問書に対する知事の回答では、八ッ場ダムの減衰効果については「県は、計算のためのデータを所有していないため、お答えすることは困難です」と回答。5 年に 1 回の洪水で破堤するとしている河口から 132km 地点(古河市)は、過去 60 年間に 1 度も破堤していないと回答。つまり、県は国から何も知らされず、知ろうともせず、八ッ場ダムの治水効果は茨城県に「著しい利益」をもたらすとしているのです。

参議院議員選挙「八ッ場ダムアンケート」

八ッ場ダム中止…藤田幸久(民主) 小林恭子(共産) 石原順子(みんな)

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会では 6/22 上記アンケートを実施。茨城選挙区候補の八ッ場ダムに対する姿勢を確認しました。回答された 3 候補はすべて八ッ場ダム中止で一致。上月良祐(自民)、石井章(維新)、中村幸樹(幸福)の 3 候補は無回答でした。

一目で分かる茨城県の水道料金が高いわけ。

「蛇口から考えるムダな水源開発・まだまだ上がる!?茨城の水道料金」

私たちの水道料金が首都圏でも図抜けて高いことは誰でも知っていることです。でも細かい数字を並べられても素人には難しいのが現実です。そこで漫画の名人秀城哲さん、茨城の会会員でデザイナーの吉川真実さんの助けを借りて、高い水道料金のカラクリを誰でも分かる小冊子にしました。1 部 20 円(同封のものは会員さん分ですから無料)。50 部で 1000 円です。周囲のみなさんにお配りして、水道料金の引き下げ、ムダな水源開発からの撤退を目指しましょう。※本来は無料配布したいのですが、会の財政に余裕がありません。恐縮ですが宜しくお願いします。お申込みは同封の振込用紙にてお願いします。

八ッ場ダム裁判控訴審第 3 回口頭弁論

日時:7 月 12 日(金)午後 4 時 場所:東京高裁 825 号法廷

交通: 地下鉄千代田線「霞が関」出口 A-1 徒歩 2 分 東京高裁は駐車も可能です。
この法廷が勝負の分かれ目です。お誘い合わせの上、傍聴席を満席にしましょう。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局: 神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯: 090-4527-7768